

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 生活保護法に基く医療機関の指定
国民健康保険法に基く条例変更認可
農地法第三条第二項第三号の面積に代るべき面積
- ◇選管告示 生活保護法に基く医療機関の所在地及び名称の変更
政党、協会その他の団体の收支に關する報告書要旨

告示

鳥取県告示第三百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定する。

昭和二十九年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
名 称 診療科名及び代表者名 所 在 地
錦海療院 産婦人科 細田英明 米子市西町八十六番地

鳥取県告示第三百九号

国民健康保険を行つてゐる次の町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年六月十一日

- 鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 一 国民健康保険を行 つてゐる町 一 認可年月日

浜村町

昭和二十九年四月十六日

鳥取県告示第三百十号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第三号の規定により、同法別表で定めた面積に代るべき面積を次のように定める。

